

<No1 : 法規>

次の文は、測量法（昭和24 年法律第188 号）に規定された事項について述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の中から選べ。

1. 「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含む。
2. 「測量作業機関」とは、測量法第5 条に規定する公共測量及び同法第6 条に規定する基本測量及び公共測量以外の測量を計画する者をいう。
3. 公共測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。
4. 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。
5. 測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。